

橿原市規則第41号

橿原市公私連携法人指定審査委員会規則を次のように定める。

令和5年6月29日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市公私連携法人指定審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）第7条の規定に基づき、橿原市公私連携法人指定審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営につき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 橿原市公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営に係る諸条件の審査
- (2) 橿原市公私連携幼保連携型認定こども園整備運営に係る公私連携法人候補者採点基準の審査
- (3) 公募型プロポーザル方式による応募事業者の提案内容の審査及び公私連携法人候補者の選定
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第34条第2項に規定する協定（以下「協定」という。）案の審査
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公私連携法人の指定に必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 前項の規定による委員の委嘱又は任命は、公私連携法人の候補者を選定しようとする施設ごとに行うものとする。

4 委員が審査の対象となる団体に属している場合において、その委員は、当該対象団体に関する委員会の会議に関与することができない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、市長が法第34条第1項に規定する指定をしようとする法人と協定を締結する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(持ち回り審議)

第7条 前条の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、持ち回りにより審議することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を委員会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、こども政策課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。